

I 避難支援プラン策定の経緯

1 策定の経緯

平成16年7月の新潟・福島豪雨をはじめとする被害の大きかった風水害において、被害者の多くが高齢者、障がい者等の災害時要援護者であったことから、国では、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を取りまとめ、地域における要援護者避難支援の体制づくりを促してきました。

市では、平成17年3月に策定した『千歳市地域福祉計画』において「自主防災組織の充実」を施策のひとつとして計画し、この施策を推進するため、平成19年3月に社会福祉協議会、町内会連合会、民生委員児童委員連絡協議会、市老人クラブ連合会と市の5者で構成する「千歳市地域福祉推進懇話会」を設置し、対応を検討・協議するとともに、市内部の関係部局で組織する「千歳市災害時要援護者支援対策検討会議」を設置し、職員が具体的な支援を行うための行動指針や災害時要援護者の範囲などについて定める「職員用災害時要援護者支援マニュアル」を平成21年3月に作成しました。

さらに、本市全体における災害時要援護者対策をより具体的に推進するため、自助・共助・公助の役割を明らかにしながら災害時要援護者支援の基本的な考え方をまとめるとともに、具体的な取り組みを進めるための計画として、平成22年7月に「千歳市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定しました。

2 避難支援プランの見直し

市では、平成20年度から災害時要援護者名簿を作成、年2回更新するほか、平成23年度からは、災害時要援護者の避難支援プラン（個別計画）の作成を社会福祉協議会へ委託し、平成23年度84名、平成24年度221名、平成25年度333名、平成26年度679名の個別計画を作成するなど、市内各地域の取り組み支援を継続的に実施してきました。

一方、国では、未曾有の被害をもたらした平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模広域な災害に対する即応力の強化、大規模広域な災害時における被災者対応の改善、教訓伝承、防災教育の強化等による防災意識の向上等を内容とした災害対策基本法の見直しを2度にわたって行い、この中で災害時の避難に特に配慮を要する者の名簿の作成が市町村に義務付けられました。併せて、国の「災害時要援護者避難支援ガイドライン」が全面的に改正され、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が策定されました。

本市においても、「東日本大震災」及び本市も被災地となった平成30年の「北海道胆振東部地震」の教訓を踏まえ、災害時の避難支援がより実効性のあるものとなるよう、避難行動要支援者名簿に関すること等を定めるため、「千歳市災害時要援護者避難支援プラン」を全面的に見直し、「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」）としました。

3 策定の趣旨

避難支援プランは、災害発生時における要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害時に支援を要する者への支援を適切かつ円滑に実施するため、その基本的な考え方や進め方を明確にするとともに、自助・地域の共助を基本とした情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

4 位置付け

この避難支援プランは、千歳市地域防災計画の第3章第19節に定める「要配慮者の対応」に関連して、避難支援に関する事項を中心に具現化するものです。なお、千歳市地域防災計画及び、この避難支援プランに変更または追加などが生じた際には、随時、見直しを行います。

II 災害時要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿の活用等

1 災害時要配慮者の定義

災害時要配慮者（以下「要配慮者」）とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時における一連の行動を実施する上で特に配慮が必要な自宅に居住する高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等とします。

市は、配慮が必要な条件に当てはまる者を福祉担当部署で管理している情報から抽出し、災害時要配慮者名簿（以下「要配慮者名簿」）を作成します。要配慮者名簿には、氏名、生年月日、住所、性別等必要な個人情報について掲載します。

そのほか、日本語を理解できない外国人や観光客が指定避難所に避難してきた場合には、必要な支援を行います。

詳細な対象範囲は次のとおりとします。

援護区分	対象者	対象範囲
要配慮者	高齢者	① 75歳以上の高齢者のみで暮らしている者 ② 75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者
	障がい者	① 身体障がい者 ・ 肢体不自由者（手帳1～2級） ・ 内部障がい者（手帳1～3級） ・ 視覚障がい者（手帳1～2級） ・ 聴覚障がい者（手帳2級） ② 知的障がい者（手帳A判定） ③ 精神障がい者（手帳1～2級）
	要介護認定者	要介護1以上の者
	妊婦	
	乳幼児	3歳以下の者
その他	外国人	指定避難所に避難して来た者
	観光客	指定避難所に避難して来た者

※等級については、個別等級とする。

※施設入所者の名簿は別にする。

2 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者（以下「要支援者」）とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする

る者をいいます。

市は、妊婦及び乳幼児を除いた要配慮者及び災害時に自力で避難することが困難であると市長が認める者のうち、本人から災害時に支援を要する旨の申し出があり、かつ、個人情報に掲載した名簿の作成、提供及び利用について本人の同意があった者について、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」）を作成します。要支援者名簿には、氏名、生年月日、住所、性別等必要な個人情報のほか、避難支援を必要とする事由について掲載します。

3 要配慮者及び要支援者の把握

市は、市内の要配慮者及び要支援者の実態について把握するため、年2回（5月、11月）、要配慮者名簿及び要支援者名簿を更新します。

4 名簿情報の提供

要配慮者名簿は、更新毎に消防へ提供し、情報共有を図ります。

要支援者名簿は、更新毎に町内会や民生委員、千歳警察署、消防、社会福祉協議会、自衛隊などの避難支援等関係者に提供し、情報共有を図ります。

なお、災害発生時においては、要支援者の避難支援のため、関係機関への情報提供や避難所における安否確認等に名簿を活用します。

5 名簿の適切な管理

名簿には個人情報が含まれるため、各名簿を避難支援等関係者へ提供する際は、コピー予防用紙を用いる等、個人情報の保護に配慮するものとします。また、提供した各名簿の保管にあたっては、避難支援等関係者において、施錠可能な場所へ保管するよう依頼します。

Ⅲ 避難支援体制の整備

1 要支援者への避難支援の基本的な考え方

発災直後など一刻を争う事態では、市は災害対策本部を設置し、防災関係機関などと連携して全市的な災害対応を行うため、要支援者一人ひとりへの迅速な対応は困難であると予想されます。

要支援者への避難支援は、自助又は地域・近隣の共助を基本とした地域の主体的な取り組みが最も重要です。そのためには、いつ発生するか予想できない災害に日ごろから備え、かつ、継続的に取り組む必要があります。

2 災害対策本部（保健福祉対策部）が行う業務

市は、災害状況に応じ、災害対策本部保健福祉対策部において、次の業務を行います。

- ① 保健福祉対策部は、災害対策本部の各対策部から、地域の被害状況と併せて要支援者に関する最新の情報を収集します。
- ② 要配慮者名簿を災害対策本部、現地対策本部、総務対策部等に提供し、総合的な支援対策や応急対応の検討等において活用を図ります。また、必要に応じて避難支援関係機関へ要配慮者名簿を提供します。
- ③ 要支援者の避難支援のため、千歳市消防本部、千歳警察署、市内各地区民生委員児童委員協議会、千歳市社会福祉協議会、自主防災組織、町内会、自衛隊、その他「避難支援等関係者」に対し、必要に応じて要支援者名簿を提供します。
- ④ 指定避難所が開設された後、指定避難所に配置された職員等から、地域の被害状況、指定避難所への避難状況、要支援者の安否確認及び避難支援の状況等に関する情報を収集します。安否が確認できない要支援者がいる場合は、避難支援等関係者及び災害対策本部の各対策部に応急対応の実施を要請します。
- ⑤ 指定避難所を適切に維持管理、運営するため、各指定避難所へ配属した職員を窓口として避難者等のニーズを把握し、各対策部との連絡調整を行います。

3 平常時からの緊密な連携

- ① 要支援者及び避難支援者の情報伝達体制の整備
要支援者に対する迅速かつ確実な安否確認及び避難支援を実現するた

め、町内会などで避難を支援する者を選定し、日常から要支援者とのコミュニケーションを深め、避難勧告等の伝達が円滑に行われる体制を確立します。

② 要支援者が参加する避難訓練の実施

指定避難所までの避難に際しての課題や留意点をあらかじめ確認するため、要支援者と避難を支援する者が一緒に参加する防災訓練の実施を促します。

③ 町内会や自主防災組織による啓発活動

要支援者に対する安否確認及び避難支援を実現するために、平常時から自主防災組織や民生委員児童委員等が地域住民に対して、要支援者の把握や日常的な見守り、さらには援護活動の必要性を啓発し、市民レベルで防災力の向上を図ります。

④ 関係行政機関及び医療機関との連携

人工呼吸器、酸素供給装置等の器具を使用している在宅難病患者等の個人情報、保健所等の関係行政機関が保有しているため、災害時における個人情報の提供及び安否確認の実施について、連携を図る必要があります。

また、これらの要配慮者に係る特殊医療行為を行う市内医療機関との連絡・協力体制を構築するとともに、当該医療行為が可能な市外医療機関の把握などについて検討します。

⑤ ボランティア体制との連携

ボランティア団体を統轄する社会福祉協議会と連携し、災害発生後における要配慮者の短期的、さらには中・長期的な避難所生活に対応する各種ボランティアの必要量を推計し、身体介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、外出介助など）等の各種ボランティアの育成を図ります。

4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命又は身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難支援等を行うことから、避難支援等関係者の安全確保には十分留意する必要があります。

要支援者は、被災状況によっては必ずしも避難支援等関係者の避難支援を受けることができない場合もあることを想定し、自助に備える必要があることの周知徹底を図ります。

IV 情報伝達等

1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合、市は次のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令します。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達します。

警戒レベル	避難情報等	避難行動等
警戒レベル5	災害発生	○すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	避難勧告 避難指示（緊急）	○速やかに指定緊急避難場所等へ避難する。 ○指定緊急避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近隣のより安全な場所・建物や、その時点にいる建物内において、より安全な部屋等へ避難する。
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	○避難に時間がかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は避難をする。 ○その他の人は避難の準備を整えとともに、自発的に避難する。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁)	○ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル1	警報級の可能性 (早期注意情報) (気象庁)	○防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

2 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により、下記に示す各種の手段を通じて、迅速に行うことが必要です。

区分	伝達方法
防災行政無線による伝達	(1) 防災行政無線を使用してのサイレン吹鳴による伝達 (2) 水防法に基づく危険信号又は消防法に基づく近火信号等による伝達 (3) 防災行政無線を使用しての広報伝達
広報車等による伝達	(1) 市の広報車、消防広報車等を使用しての巡回伝達 (2) 放送事業者（ラジオ、テレビ放送等）及びインターネットによる伝達 (3) 緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、SNS、防災アプリによる伝達 (4) 災害情報共有システム（Lアラート）による伝達
戸別訪問による伝達	緊急を要する場合、又は他の手段を使用できない場合は、避難誘導班を編成し戸別訪問による伝達

要配慮者への情報伝達は、避難に時間を要する場合があることや、視覚障がい者・聴覚障がい者に対応する情報伝達手段などを考慮する必要があることから、上記に加え、下記に示す手段を追加して行います。

障がいのある人	受信者の状況	情報伝達手段
聴覚障がいのある人	在宅	FAX、千歳市メール配信サービス、戸別受信機（文字表示器）、SNS、防災アプリ等
	屋外	千歳市メール配信サービス、SNS、防災アプリ等
視覚障がいのある人	在宅及び屋外	防災行政無線（個別受信機含む）、千歳市メール配信サービス（読み上げ機能）、ラジオ等

3 防災情報の周知

市が作成し、各世帯に配布している「防災ハンドブック」には、ハザードマップや非常品持ち出しリストなど重要な情報が掲載されているため、その活用を呼びかけます。

また、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、市の出前講座などを通じて市民への周知に努めるとともに、特に避難支援等関係者の理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとします。

V 安否確認

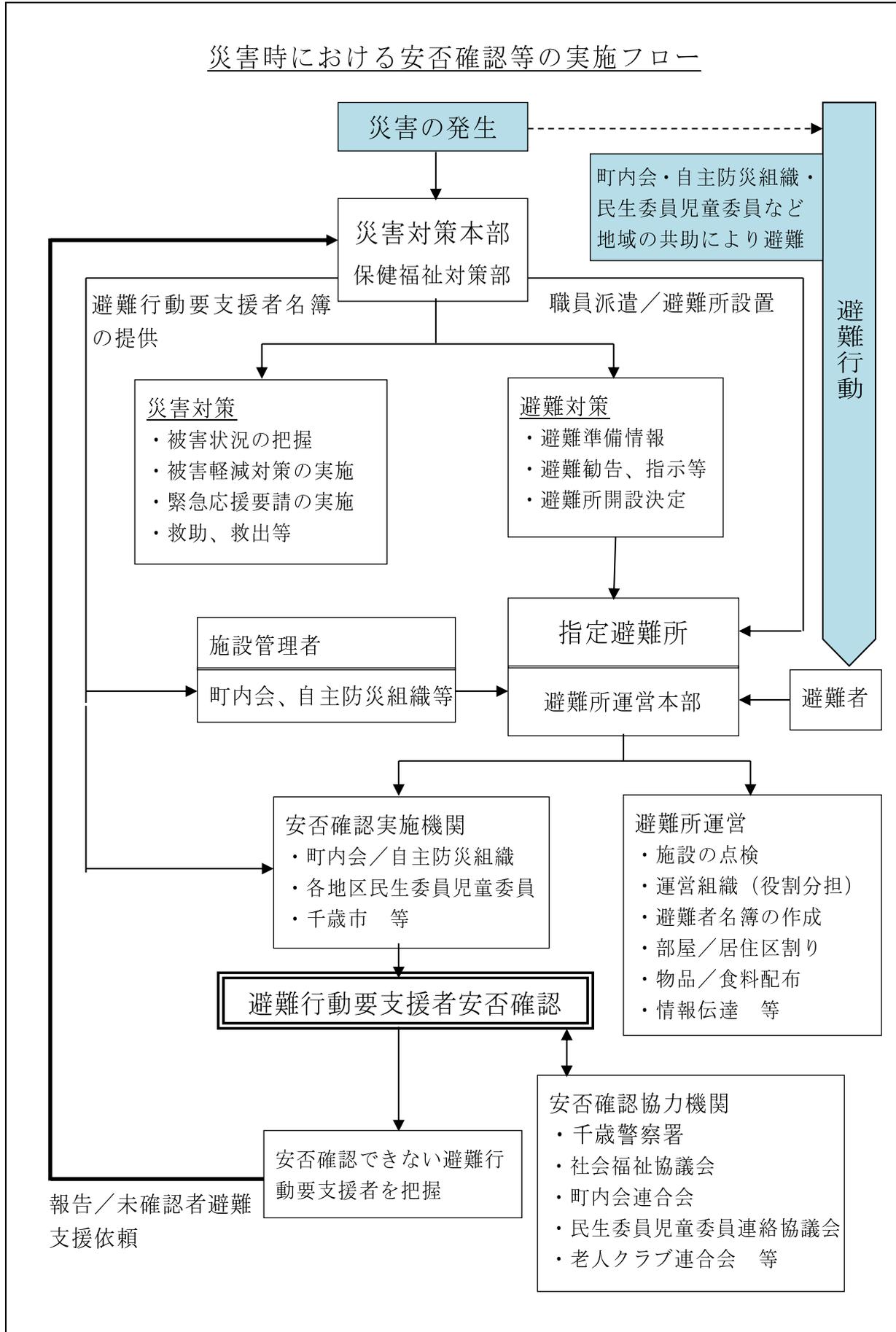
1 安否確認の方法

要支援者の安否については、要支援者名簿と指定避難所で作成される避難者名簿との照合や、民生委員・児童委員、自主防災組織等が保有する情報に基づき、確認に努めるものとします。

2 指定避難所内における安否情報の対応

指定避難所内においては、避難者でもある福祉関係団体や市民などにより安否確認を実施するとともに、避難所運営本部と連携を図り、要支援者に係る問い合わせ等に対応します。

災害時における安否確認等の実施フロー



VI 避難誘導及び指定避難所等における支援

1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、安全な避難誘導が必要になります。

この場合、人的支援を必要とする要支援者については、町内会・自治会（自主防災組織）、民生委員児童委員など近隣住民の繋がりによる避難を促すことを基本とします。このため、平常時から、市、福祉関係団体等の役割分担の検討が必要です。

また、要支援者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、平常時から避難経路を確認しておくことも重要です。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊のおそれのある場所など危険な箇所を避け、安全な避難経路を確保します。

航空機災害時等の影響範囲外への避難所への避難においては、自力で避難できない人のため、バス等の避難用車両が運行されることから、その搬送ルート上にあるバスシェルターや最寄りのバス停までの移動経路についても確認が必要となる場合があります。

2 指定避難所等における支援

指定避難所では、災害の状況によって多数の人が長期間の共同生活を行うため、要配慮者の避難状況に応じて、可能な範囲で環境整備を行います。

(1) 環境整備

段差の解消や、入浴及びトイレ利用の際の安全性などについて考慮するとともに、体育館等における避難生活が長期化する場合は、プライバシー確保のため間仕切り用のパーテーション設置、暖房機器等の増設、介護用品の供給など可能な範囲の環境整備を行います。

(2) 相談受付体制と情報伝達

指定避難所において、要配慮者の要望を把握するため、福祉関係団体や民生委員児童委員など避難支援等関係者の協力を得るとともに、女性や乳幼児のニーズを把握するために女性を配置するなど、多様な避難者からの相談受付体制の整備について検討します。

なお、指定避難所内における情報提供は、被災者にとって大変重要であり、情報を効率よく、漏れなく周知する必要があります。そのため、指定

避難所内での情報伝達は、原則として文字情報とし、施設入り口近くの見やすい位置に掲示板を作成するほか、視覚障がい者に対する伝達方法について特段の配慮を行うものとします。

(3) 指定避難所での引継ぎ方法と見守り体制

指定避難所では、避難者等による活動班である避難者管理班が、避難者カードを居住組ごとに作成し、避難者の入退所の状況を整理します。

また、高齢者や障がい者などの見守りが必要な方については、保健・衛生班が見守りを行い、ボランティア等による支援の実施や、必要があれば施設や病院への一時収容を災害対策本部に要請します。

3 福祉避難所の設置

(1) 福祉避難所の設置

福祉避難所の設置については、災害の状況、避難状況や今後の復旧見通し等を総合的に勘案のうえ、必要性を判断し、開設します。

(2) 社会福祉施設の活用

臨時的に介護を必要とする要配慮者の受入れが可能な社会福祉施設については、福祉避難所及び指定避難所にいる要配慮者の搬送、受入れ、介護サービスの提供等について、協議・検討します。

Ⅶ 避難支援プラン（個別計画）の作成

1 作成の推進

災害が発生し、また、そのおそれが高まったときに、要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて特に人的支援を要する要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるか、あらかじめ定めておく必要があります。

このため、市は町内会等の協力を得ながら、避難支援プラン（個別計画）（以下「個別計画」）の作成を推進します。

2 個別計画の登録

個別計画は、特に人的支援を必要とする要支援者一人ひとりに関して作成することを基本とします。

- ① 町内会で地域支援者を登録者1名につき2名選定します。
- ② 個別計画登録申請書に記載されている情報をもとに市が個別計画台帳を作成します。
- ③ 登録者一人ひとりについて、指定緊急避難場所及び指定避難所までの避難経路図を作成します。

3 守秘義務の確保

個別計画は、要支援者本人、その家族及び市の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等の要支援者本人が同意した者に配付し、守秘義務を確保する必要があります。

4 個別計画の更新

個別計画は、一人ひとりの要支援者を対象としており、要支援者の個人情報が多く含まれているので、個人情報の保護に十分に留意する必要があります。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの申し出（申請）があった場合は、常に最新の情報となるように、速やかに更新する必要があります。

5 個別計画の管理

個別計画は、個人情報を含むことから、本来の目的以外に利用されることのないよう厳重に管理するとともに、災害発生時には速やかに活用が図れるよう注意が必要です。

個別計画を受領した者は、施錠付の保管庫に保管する、複写を必要最小限にするなど、情報管理に十分な配慮を行うものとします。